

独立行政法人日本学術振興会

中期目標

平成18年3月30日

文部科学省

目 次

第一	独立行政法人日本学術振興会の果たすべき役割	1
第二	中期目標の期間	1
第三	業務運営の効率化に関する事項	1
第四	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	2
1	総合的事項	2
2	学術研究の助成	3
3	研究者養成のための資金の支給	3
4	学術に関する国際交流の促進	4
5	学術の応用に関する研究の実施	4
6	学術の社会的連携・協力の推進	4
7	国の助成事業に関する審査・評価の実施	4
8	調査・研究の実施	5
9	情報提供及び成果の活用	5
10	前各号に附帯する業務	5
第五	財務内容の改善に関する事項	5
第六	その他業務運営に関する重要事項	5

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定により、独立行政法人日本学術振興会が達成すべき業務運営の目標（以下「中期目標」という。）を定める。

第一 独立行政法人日本学術振興会の果たすべき役割

学術研究は、大学等の研究者を担い手として行われる、真理の探究や新しい知識の体系化などの普遍的な知的創造活動である。科学技術創造立国を目指して我が国が持続的に発展するとともに、人類共通の優れた知的資産の創出を通じて我が国が世界に知的貢献をしていくためには、研究者の自由な発想と研究意欲を源泉として新たな知を生み出す学術研究の役割は極めて大きく、その多様かつ幅広い振興が強く求められている。

諸外国では、こうした研究者の活動を安定的・継続的に支援するため、米国の国立科学財団（NSF）を始め、独立して資金配分等の事業を行う機関（ファンディングエージェンシー）が設置され、重要な役割を担っており、我が国でも、総合科学技術会議等において、同種の機関の必要性が提言されている。

独立行政法人日本学術振興会（以下、「振興会」という。）は、学術の振興を目的とする我が国の中核的な機関であり、科学技術基本計画など国の学術振興に関する方針を踏まえつつ、学術研究への助成、研究者養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究とともに、国内外の学術研究動向や諸外国の学術振興方策に関する調査・研究などを総合的に行う。

その結果、我が国の学術研究全体の振興に関するファンディングエージェンシーとして、公正で、国内外の研究者及び関連機関から信頼され、世界に広く認められる機関になることを目指すものとする。

このような役割を果たすため、振興会の中期目標は、以下のとおりとする。

第二 中期目標の期間

振興会が実施する学術振興事業は、研究助成や研究者養成など長期的な視点に立って推進すべきものが多いことから、中期目標の期間としては、平成15年10月から平成20年3月までの4年6か月間とする。

第三 業務運営の効率化に関する事項

国の定めた法令等を遵守し、事業に対する研究者及び国民の信頼性を維持しつつ実施し得る機能的・効率的な体制整備や業務運営の見直しを図り、経費の効率的執行を推進する。

法人の行う業務について既存事業の徹底した見直し、効率化を進める。一般管理費（人件費を含む。）に関しては、平成14年度予算を基準として中期目標期間中に、その13%以上を削減するほか、その他の事業費（競争的資金等を除く。）について、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比1%以上の業務の効率化を図る。また、寄附金事

業等についても業務の効率化を図る。

法人は、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間で国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系見直しを図る。

業務の効率化に際し、長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

また、職員の能力と実績を適正かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人事配置とし、職員の能力の向上を図る。

第四 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 総合的事項

(1) 次のような学術研究及びその振興を目的とする振興会事業の特性に配慮した上で事業を推進し、研究者が最適な環境の中で研究に専念できるよう支援することを基本とする。

① 学術研究の成果は、人類社会共通の知的資産として文化的価値を形成するものであり、人文・社会科学から自然科学まで、学問領域を限定せず、分野の性格に応じた適切な支援方法により、幅広くバランスをとって振興する必要がある。特に、実用化を直接的に目指さない基礎的な研究への支援や、将来の学術研究を担う優秀な研究者の養成について十分配慮する必要がある。

② 学術研究の発展性については、無限の可能性があることから、中長期的視点を加えた継続的かつ着実な支援に努めるとともに、このような視点に立った評価を行うことが必要である。

③ 学術研究を実際に行う研究者の意見を取り入れ、研究者コミュニティの信頼を得て、事業を推進することが不可欠である。

(2) 業務運営上の重要事項に関する評議員会の審議及び意見も踏まえ、適切に事業を実施する。

(3) 研究者の意見を反映させつつ、事業の企画立案機能の強化や業務運営に必要な改善等を図り、最も効果的に成果が上がるよう事業を展開する。

(4) 自己点検や外部評価を実施し、その結果を踏まえて業務運営の改善等を図る。

(5) 研究者の負担の軽減等、業務運営を適切に実施するために必要な情報システムを整備する。

(6) 助成・支援事業の実施においては、支援を受ける研究者の負担を軽減するとともに、不正行為を防止するため、研究者が所属する研究機関が研究経費の管理に適切に関与することなどにより、適正な執行が図られるようにする。

(7) 振興会の活動状況についての情報を国内外の研究者及び国民に広く普及し、理解を得るとともに、業務の効果を上げるため、広報の体制を充実させる。

2 学術研究の助成

我が国の大学等の研究基盤の充実並びに創造的で優れた学術研究の格段の発展を図ることを目指して、人文科学、社会科学、自然科学の各学問分野の学術研究に対する幅広い助成を行う。

その際、実用化を直接的に目指さない基礎的な研究分野に十分配慮するとともに、各研究分野における研究手法等の特性に応じた多様な助成の仕組みを検討・実施していく。

また、助成の目的・性格や助成対象に応じた適切な審査・評価を行うとともに、助成業務を毎年度滞りなく確実に実施する。

文部科学省科学研究費補助金の配分業務については、国の補助金事業としての一体性を確保しつつ、適正かつ効果的に、確実に実施する。また、国からの業務の更なる移管も視野に入れた対応が可能となるよう振興会における体制整備を検討・実施する。

審査・評価については、それぞれの研究種目に応じて、中長期的観点や国際的な観点も考慮して適切に行う。研究経験を有する者をプログラム管理者として配置し、審査委員の選考・割り振りや中間・事後評価への参画、研究者への情報提供等を行わせる。

申請書の受理から決定まで課題の審査は迅速に行い、科学研究費補助金の早期交付に努める。

国の方針に従って、中間・事後評価を適切に実施するとともに、評価結果を国民にわかりやすい形で公表する。

科学研究費補助金の電子システムの導入については、研究者のニーズ、評価業務の効率化、作業量の削減、及び審査委員の審査業務の負担軽減並びに補助金の早期交付等の観点から検討を行い、実現に努める。

3 研究者養成のための資金の支給

学術研究の持続的な発展を図る上で重要である優秀な学術の研究者を養成するため、自立して研究を行い得る段階に達し、研究能力が高まる時期にある若手研究者に対して、目的や対象者層等に応じた多様な方法により、研究を奨励するための資金を支給する支援事業を推進する。

なお、世界レベルの研究者を養成する上で、海外における研究経験は極めて重要であることから、若手研究者の長期海外研究を奨励する。

各種事業の実施に当たっては、研究者の自立性向上を図るとともに、一定の競争環境を維持しつつ、人文・社会科学から自然科学に至る幅広い研究分野における優れた研究者を、分野の特性を踏まえつつ、計画的・継続的に養成・確保することを重視する。その際、研究者養成の重要な時期である大学院博士課程（後期）へ優秀な人材が経済的不安なく進学できるよう、博士課程（後期）学生への支援に配慮する。

各種事業における支援対象者の選考審査に関し、審査の独立性、透明性、公平性を確保し、目的や対象者層等に応じた優れた若手研究者を的確に見極め、厳正に選考を行う。

また、支援を受けた研究者の研究能力の向上の観点から、各種事業における支給の効果について適切に評価する。

各種事業の効果を最大限に発揮させるため、学識経験者や若手研究者の意見を事業改善等に反映できる体制を構築し、各種事業の弾力的な運用を図る。

4 学術に関する国際交流の促進

学術研究活動のグローバルな展開に対応すること、国内外の優秀な研究者が集まる世界水準の研究環境を構築して我が国の学術研究の国際競争力を高めること、開発途上国に対する研究支援及び研究者養成に貢献することなどを目指して、学術に関する国際交流を促進するための業務を行う。

その際、先進諸国との研究ネットワークの形成とそれを通じた先端研究への支援を強化するとともに、将来アジアが欧米と伍する世界の研究センターに発展することを目指して、長期的観点からアジア諸国との研究パートナーシップを強化する。

また、国際的な研究者交流や国内外のセミナーの開催を拡充し、国際的に活躍できる優れた研究人材を支援・養成・確保する。

さらに、海外拠点の充実により、我が国の学術情報等の発信等を戦略的に行う。国内外の情勢や事業の実施状況等に応じて、ニーズの失われた事業の廃止・見直しを進める。

事業の透明性、柔軟性、利便性を高めるための一層の改善を行い、事業を利用する研究者の満足度を高める。

5 学術の応用に関する研究の実施

様々な学術的・社会的要請に応えるとともに、その成果を通じて、我が国社会の発展や社会的問題の解決につながるようなプロジェクト型の学術研究を重点的に推進する。

事業の実施にあたっては、中間・事後の評価を適切に行い、その結果を事業の見直し、改善に反映させる。

また、研究の実施により生じた成果については、人類共通の「知的資産」として広く普及を図り、社会に還元する。

6 学術の社会的連携・協力の推進

大学等の研究者と産業界の研究者等がそれぞれの発意に基づいた相互のインターフェイス機能の充実を図るため、情報交換など研究交流を促進する。

7 国の助成事業に関する審査・評価の実施

国の助成事業の審査・評価については、国の定めた制度・方針に従って、審査・評価における公正さ、透明性、信頼性、継続性を確保しつつ、実効性のある評価を

実施する。

8 調査・研究の実施

学術の振興を図るための各種事業を中・長期的観点に立って効果的に展開するため、研究経歴を有する職員等により、国内外における学術振興施策の現状や学術研究の動向等の調査研究を行い、その結果を事業実施や新たな事業の企画・立案に活かす。

9 情報提供及び成果の活用

調査・研究の成果について、事業の企画立案等に的確に活かすとともに、ホームページへの掲載や出版等により研究者をはじめ社会に積極的に提供し、普及させる。

10 各号に附帯する業務

学術研究を行う研究者に対する各種の支援など、前各号に附帯する業務を適切に実施する。

第五 財務内容の改善に関する事項

寄付金等の外部資金や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図る。

第六 その他業務運営に関する重要事項

施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。